

ラブリバー活動報告《H27. 10. 23に河川清掃を実施》

～ 馬洗川（三次市十日市親水公園）～

三次河川国道事務所

「ラブリバー制度」とは、堤防の草刈り等のボランティア活動等を行っていただいている方々に対して、河川敷を整備のうえ植栽や花壇としての利用に解放するなど、地域住民の方々からなる河川愛護団体と、地元市町村、そして河川管理者である国土交通省の三者がそれぞれの役割を分担・連携して、住民とともに河川の良い維持と潤いのある水辺空間の形成を図るための制度です。

三次市十日市親水公園は、平成2年度に「ラブリバー認定区間」に認定され、河川愛護団体の皆様と河川環境の良好な維持と、潤いや魅力のある水辺空間を作るために活動しています。

平成27年10月23日（金）、地元の幼稚園、小学生や老人クラブ等の方々が約300名参加して、前回の平成27年6月11日に引き続き、今年度2回目の十日市親水公園の清掃を行いました。花壇では、園児たちが、前回の河川清掃時に種を蒔いたコスモスが満開でした。



参加団体：十日市地区公衆衛生推進協議会・十日市自治連合会、十日市女性会、十日市老人クラブ、三次清心幼稚園、十日市幼稚園、十日市保育所、十日市小学校、十日市中学校、十日市少年野球クラブ、三次市ソフトテニス連盟、三次市グランド・ゴルフ協会、十日市三区グランド・ゴルフ同好会